

市第25号議案

横浜市スポーツ施設条例の一部改正

横浜市スポーツ施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年9月11日提出

横浜市長 林 文子

横浜市条例（番号）

横浜市スポーツ施設条例の一部を改正する条例

横浜市スポーツ施設条例（平成10年3月横浜市条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表第3第2号を次のように改める。

(2) 横浜文化体育館

ア 横浜武道館

種 別		単 位	利 用 料 金	
個人利用	武道場	1人2時間につき	円	
	アリーナ内多目的スペース		540	
貸切利用	アリーナ	1日につき	中学生以下の者 330	
			入場料等を徴収しない場合	388,000
	入場料等を徴収する場合		996,000	
	武道場		入場料等を徴収しない場合	144,000
			入場料等を徴収する場合	215,000
多目的室	93,000			
駐車場	大型車	1台1時間につき	1,200	
	その他のもの		600	

附帯設備	1式又は1台 、1日につき	281,000
------	------------------	---------

イ 横浜武道館以外の施設

種 別		単 位	利 用 料 金
貸 切 利 用	ホール	1日につき	入場料等を徴収しない場合 円 200,000
			入場料等を徴収する場合 750,000
	トレーニングルーム 10,000		
	平沼記念レス トハウス		特別会議室 10,000
			会議室 8,000
駐車場	大型車 1台2時間に つき 2,400		
	その他のもの 800		
附帯設備		1式又は1台 、1日につき	360,000

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の横浜市スポーツ施設条例の規定に基づく横浜文化体育館の横浜武道館を供用するために必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

提 案 理 由

横浜文化体育館の横浜武道館の利用料金を定めるため、横浜市スポーツ施設条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市スポーツ施設条例（抜粋）

（上段 改正案）
（下段 現 行）

別表第3（第13条第2項）

（第1号省略）

(2) 横浜文化体育館

ア 横浜武道館

種 別		単 位	利 用 料 金
個人 利用	武道場	1人2時間につき	円 540
	アリーナ内多目的スペース		中学生以下の者 330
貸 切 利 用	アリーナ	1日につき	入場料等を徴収しない場合 388,000
			入場料等を徴収する場合 996,000
	武道場		入場料等を徴収しない場合 144,000
			入場料等を徴収する場合 215,000
	多目的室		93,000
駐車場	大型車	1台1時間につき	1,200
	その他のもの		600
附帯設備		1式又は1台、1日につき	281,000

イ 横浜武道館以外の施設

（表省略）

（第3号から第5号まで省略）

